

障害者差別解消法って ご存知ですか？

〔合理的配慮の提供〕



川崎市障害者社会参加推進センター

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。国や自治体と民間事業者に対して、障害を理由とする不当な差別を禁止し、障害者が壁を感じずに生活できるよう「合理的配慮」を提供することを国や自治体に義務付けています（民間事業者は努力義務）。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のことです。この合理的配慮を可能な限り提供することが、行政・学校・企業などの事業者に求められるようになります。

対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障害児も含まれます。）

対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちです。個人事業者やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

対象となる「分野」は？

日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となる。ただし、行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところによることとされている。

障害のある人も社会参加しやすくするための合理的配慮の提供等の事例（想定事例を含む）を、事例集として取りまとめました。

（1）視覚障害

いつもは物が置いていない通路に物があると、つまずいて転倒する危険がある。

通行の妨げになるような場所に物を置かないようにした。また、年度末などの一斉整理の時期などに物を置かざるを得ないときは、視覚障害者にその旨を伝えて注意を促した。



職場ですれ違うときの挨拶などで、誰が発言者か分からないことがあって困る。「おはようございます、〇〇です」というように、挨拶などと合わせて発言者が名乗るようにした。

列に並んで順番待ちをする場合には、並ぶべき列の終端や徐々に進んでいくタイミングが分からない。

店員が順番について把握しておき、順番となるまで列とは別のところで待機できるようにした。

弱視により障害者向けの配慮を受けていたところ、他の被災者から「見えているのに不公平ではないか」と非難されてしまった。

本人の希望を踏まえて、弱視も視覚障害であることについて、周囲の理解を得られるように説明を行った。

通学経路にある信号機は歩行者横断の時間設定が短くて、視覚障害により周囲の状況に注意しながら歩いていると渡りきれないことがある。

交通状況と信号機周期を検証し、通学時間帯はより長い横断時間を確保できるように時間設定を変更した。

これまでに何度も補助犬を連れて入店していたのだが、先日は「ペットは不可ですから」と入店を断られてしまった。

店員の中に、補助犬とペットの違いを理解していない者がいたことによる入店拒否であった。店員の研修に補助犬に関する事項を追加し、今後の再発を防ぐこととした。



(2) 聴覚・言語障害

多人数の参加者がいる会議では、難聴により誰が発言しているのか区別しづらく、会議の流れが分からなくなってしまう。

複数の発言が交錯しないように一人ずつ発言することとし、発言前にはその都度手を挙げて名乗るようにした。



飲食店ではメニュー表への指差しで注文しているが、細かい希望を伝えることが難しい。

麺類を扱っているお店で、これまでは注文された麺類を出すだけだったが、筆談ボードを使うことによって、「固い麺か柔らかい麺か」、味付けについて「辛口か甘口か」などを店員が聞けるようになり、他のお客と同じように細かい注文にも対応できるようになった。

口話を用いたいが、店員がマスクをしているので読み取れない。

マスクを外し、早口にならないように話をした。

災害などがあってもアナウンスが聞こえないので状況判断が難しく、周囲の動きを見て行動するしかない。せめて聴覚障害があることを示すものがほしい。

公的機関などで配布されている『災害時バンダナ』（耳が聞こえないことを示すバンダナ）を取り寄せて、非常時に着用できるようにした

(3) 盲ろう

通訳・介助者を同行して会議に出席したが、通訳・介助者については、座席が決まっておらず、配付資料も準備されていなかった。

盲ろう者と意思疎通しやすい位置に、通訳・介助者の座席と配付資料を準備するようにした。

受付窓口などでは、名前を呼ばれたり番号を電光掲示板に表示されたりしても分からない。

そばまで行って直接合図して受付窓口へ誘導した。

(4) 肢体不自由

飲食店へ行ったときに、まだ空きはあったのだが、車イスのまま利用できる入口付近のテーブルは、すでに他のお客が使用していた。

入口付近のテーブルを使用していたお客にご了解いただいた上で、車イスのお客も利用できるよう配席を変更した。

店舗の出入口が押し引きして開けるドアのため、一人で出入りするのが難しい。

出入口に着いたところで電話をかけてもらい、店員がドアの開閉を行った。



人工呼吸器を使用しており、外出中はバッテリーで駆動しているので、もし可能であれば充電させてほしい。

飲食店で配席するときに、コンセントに近い場所へ案内し、コンセントを使用していただいても構わない旨をお伝えした。

高層階で勤務しているが、自力では階段の上り下りができないので、エレベーターを使えない災害時に速やかに外へ避難することが難しい。

階段避難車（歩行困難な方を上層階から階段を使用して避難させることができる機器）を職場に備えることとした。

（5）知的障害

言葉だけの指示だと、内容を十分に理解できないで混乱してしまうことがある。身振り手振りやコミュニケーションボードなども用いて内容を伝えるようにした。

多くの人が集まる場が苦手で、集会活動や儀式的行事に参加することが難しい。

集団から少し離れた場所で本人に負担がないような場所に席を用意したり、聴覚に過敏があるのであれば、イヤーマフなどを用いることとした。

（6）精神障害

大勢の人がいるところでは、どうしても周囲が気になってしまい落ち着かず、待合室での順番待ちが難しい。

別室の確保が困難であったため、待合室の中で、比較的周りからの視界が遮られるようなスペースに椅子を移動させ、順番待ちできるよう配慮した。



周囲の同僚が、障害のある人とどのように接すればよいのか分からず、お互い話しかけづらい職場の雰囲気になってしまった。

本人の希望を踏まえて、障害の内容や必要な配慮などについて職場で説明を行った。

(7) 発達障害

先を見通すことが苦手なため、初めての活動に対して不安になり、参加することができない。

活動を始める前に、これから活動する内容や手順について説明して確認することで、安心して取り組めるよう配慮した。

長時間並んで待つのが苦手であったことから、避難所で配給の列に並べず、お弁当をもらうことができなかった。

障害者・乳幼児・高齢者など、長時間並ぶことが困難な人を対象に、別途配給するようにした。

(8) 内部障害、難病に起因する障害

定期的に通院する必要があるため休暇取得日数が多くなり、同僚に対して気が引けてしまう。

本人の希望を踏まえて、内部障害があることや必要な配慮について職場で説明を行うなど、本人が休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりを行った。



日によって体調が変動するので、一律に定められている就業時間・休憩時間では、業務を行うことが難しい日がある。

体調不良の日には、就業時間内でも休憩室を利用できることとした。

定期的な通院が必要だが、通常の休暇制度では日数が足りなくなってしまう。

年次休暇とは別に、通院のために使用できる休暇制度を導入した。

(9) 重症心身障害

食事をする部屋がテーブル席だったため、寝かせる姿勢をとることができなかった。

和室タイプの部屋もあり空いていたので、そちらに変更した。

障害の種類は多様で程度も様々であり、この事例集に掲載されている事例に類似した出来事であっても、そこで適切となる合理的配慮の提供等は掲載されているものと異なることがあります。この事例集を参考としつつも、実際の事案においては柔軟な対応が求められますので、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断してください。

川崎市内の相談支援センター

名称	電話	FAX	住所
かわさき基幹相談支援センター	222-8281	589-5620	川崎区大島 1-4-8 イーストブルー 101
地域相談支援センターふじみ	233-9949	246-0941	川崎区大島 1-8-6
地域相談支援センターいっしょ	201-6952	201-6952	川崎区京町 1-16-26-101
地域相談支援センターかわさき Life	201-7286	201-7266	川崎区新川通 5-11 金子ビル 701
さいわい基幹相談支援センター	589-5183	589-5184	幸区古市場 2-91 ヴェルディ川崎
地域相談支援センターラルゴ	589-5472	589-5473	幸区南加瀬 2-28-28 萬家ビル 102
地域相談支援センターりぼん	589-7933	541-8161	幸区塚越 3-427 塚越ハイツ 1階
地域相談支援センターあんさんぶる	223-8290	223-8432	幸区小向西町 4-61-101
なかはら基幹相談支援センター	863-6251	863-6744	中原区木月 2-18-6 メゾン住吉 203
いまい地域相談支援センター	299-9838	299-9839	中原区今井仲町 15-19
地域相談支援センターすまいる	201-1280	201-1280	中原区北谷町 12 グレースピアヤワタ 102
地域相談支援センターにじ	820-6609	820-6606	中原区下小田中 2-4-24 マリンハイツ 2階
たかつ基幹相談支援センター	543-9812	543-9813	高津区溝口 3-13-5
くさぶえ地域相談支援センター	863-9744	853-6901	高津区末長 3-25-8
地域相談支援センターゆきやなぎ	819-5812	819-5813	高津区二子 2-18-10 グロービル高津 101
地域相談支援センターいまここ	819-4304	819-4304	高津区二子 6-3-3 グランドール栄 A-202
みやまえ基幹相談支援センター	750-0581	750-0582	宮前区宮崎 2-6-11 宮崎台バスビレッジ A 棟 106
地域相談支援センターポポラス	870-5236	870-5237	宮前区宮崎 2-13-35 モア・宮崎 101
地域相談支援センターれもん	740-9043	740-9143	宮前区神木本町 5-1-4 エスペランサ宮前 203
地域相談支援センターシリウス	920-9105	920-9106	宮前区鷺沼 1-2-1 安藤マンション 403
たま基幹相談支援センター	819-5788	819-5789	多摩区登戸 495-3 アミニティシマ第5ビル1階
地域相談支援センターいろはにこんぺいとう	299-6510	299-7985	多摩区中野島 4-19-14 プリメーラ SS101
地域相談支援センタードルチェ	819-4510	819-4511	多摩区中野島 2-6-7 豊栄レジデンス 103
地域相談支援センターアベク	948-9890	948-9892	多摩区長沢 1-19-1-101
あさお基幹相談支援センター	299-8895	299-8896	麻生区万福寺 2-4-7 才沢第2ビル 102
地域相談支援センター柿生	987-1794	987-1510	麻生区五力田 2-20-10
地域相談支援センターひまわり	322-9591	322-9592	麻生区百合丘 1-20-7 白井ビル 2階
地域相談支援センターそれいゆ	969-7447	951-0071	麻生区万福寺 1-1-1 新百合丘シティビル 304

保健福祉センター・健康福祉ステーション

名称	電話	FAX
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	200-3796	200-3932
川崎区役所保健福祉センター 高齢・障害課	201-3215	201-3291
大師地区健康福祉ステーション	271-0162	271-0128
田島地区健康福祉ステーション	322-1984	322-1995
幸区役所保健福祉センター 高齢・障害課	556-6654	555-3192
中原区役所保健福祉センター 高齢・障害課	744-3382	744-3345
高津区役所保健福祉センター 高齢・障害課	861-3325	861-3238
宮前区役所保健福祉センター 高齢・障害課	856-3304	856-3163
多摩区役所保健福祉センター 高齢・障害課	935-3302	935-3396
麻生区役所保健福祉センター 高齢・障害課	965-5159	965-5206

川崎市障害者社会参加推進センター

〒 210-0834 川崎市川崎区大島 1-8-6 川崎市南部身体障害者福祉会館 3 階

TEL 044-246-6941 FAX 044-246-6943

川崎市障害者社会参加推進協議会

◎公益財団法人 川崎市身体障害者協会

TEL 044-244-3975 FAX 044-246-6943
〒 210-0834 川崎市川崎区大島 1-8-6 南身館 3 F

◎社会福祉法人 ともかわさき

川崎市育成会手をむすぶ親の会事務局分室
TEL 044-812-2966 FAX 044-813-1216
〒 213-0011 川崎市高津区久本 3-6-22
地域福祉施設ちどり 1 F

◎社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

TEL 044-739-8717
〒 213-0011 川崎市中原区上小田中 6-22-5
川崎市総合福祉センター内

◎川崎市肢体不自由児者父母の会連合会

TEL 044-900-2786
〒 214-0014 川崎市多摩区登戸 855-5

◎川崎市自閉症協会

(川崎市自閉症児者親の会・くさぶえの会)
TEL 080-1172-6864 FAX 044-280-7392
〒 210-0844 川崎市川崎区渡田新町 2-2-20-504

◎特定非営利活動法人 あやめ会

TEL 044-813-4555 FAX 044-813-4555
〒 213-0011 川崎市高津区久本 3-6-22
地域福祉施設ちどり内

◎川崎市精神障害者地域生活推進連合会

TEL 044-455-4774 FAX 044-455-4992
〒 213-0033 川崎市高津区下作延 4-3-12 上中村ビル 101